

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

二七

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

二七

告示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件三件

二七

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

二七

○特定計量器の定期検査を実施する件

二七

○地籍調査の成果について認証した件

二七

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件

二七

○福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件

二七

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

二七

○指定居宅サービス事業者を指定した件

二七

○指定居宅介護支援事業者を指定した件

二七

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件

二七

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件

二七

○指定介護療養型医療施設が指定を辞退した件

二七

○指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

二七

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

二七

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

二七

○指定介護予防サービス事業者を指定した件

二七

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件

二七

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

二七

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

二七

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件

二七

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

二七

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

二七

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

二七

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件三件

二七

○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件

二七

○公共測量の実施について通知があった件

二七

○基本測量の実施の終了について通知があった件

二七

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

二七

福島県教育委員会

○福島県指定重要文化財として指定する件

二七

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件

二七

○不在者投票のできる施設として指定した件

二七

○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件

二七

正誤

○平成十九年二月十六日付け定例第千八百五十一号中

二七

規則

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四十三号

福島県職員公舎規則の一部を改正する規則

福島県職員公舎規則(昭和四十一年福島県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表木造の項中「百四十五円」を「百九十円」に、「百六十八円」を「二百二十円」に改め、同表非木造の項中「二百一十円」を「二百一十円」を「二百七十七円」に改め、同条第三項中「百六十八円」を「二百二十円」に改める。

第十三条の二の表木造の項中「千六百八十円」を「二千二百円」に改め、同表非木造の項中「二千四百円」を「三千五百五十円」に改める。

第十六条の三中「四千四百九十円」を「五千八百九十円」に、「二千九百九十円」を「三千九百二十円」に改める。

別表第二木造の項中「百分の十」を「百分の十五」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同表非木造の項中「百分の五

を「百分の十」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

附 則

- この規則は、平成十九年五月一日から施行する。
- 改正後の福島県職員公舎規則の規定にかかわらず、平成十九年五月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において改正後の福島県職員公舎規則の規定に基づき算定される公舎の入居料の月額（以下「新入居料月額」という。）が改正前の福島県職員公舎規則に基づき算定される公舎の入居料の月額（以下「旧入居料月額」という。）を超える場合における当該公舎の入居料の月額は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該下欄に定める額とする。

平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで	当該新入居料月額から当該旧入居料月額を減じて得た額の三分の二に相当する額を、当該新入居料月額から減じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	当該新入居料月額から当該旧入居料月額を減じて得た額の三分の一に相当する額を、当該新入居料月額から減じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（文書管財領域施設管理グループ）

福島県規則第四十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第三会津いいで農業協同組合の項中、「裏磐梯支所」及び「新郷支所」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

告 示

福島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に

規定する添付書類を平成十九年四月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハシドラッグ信陵店 福島市笹谷字出水頭一番地の七ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ハシドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島市笹谷字片目清水十一番地の三
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ハシドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島市笹谷字片目清水十一番地の三
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十一月二十八日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百二十五平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 収容台数 八十四台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 収容台数 十八台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 面積 百十平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 位置 別紙図面のとおり
 - 容量 十一立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前九時三十分（ただし、年間十日間にあつては、午前七時）
 - 閉店時刻 午後九時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分まで（ただし、年間十日間にあつては、午前六時三十分から午後九時三十分まで）

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時三十分まで

七 届出年月日

平成十九年三月二十七日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年四月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川Aエリア 須賀川市高久田境九十一一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アクティブワン

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄
住所 白河市新白河四丁目六十番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十一月二十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千八百八十九平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二百八十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百六十九台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 三百八十三平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 五十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

別紙書面のとおり

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前二時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

別紙書面のとおり

七 届出年月日

平成十九年三月二十六日

（「別紙書面」及び「別紙図面」は省略し、その書面等を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年四月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川Bエリア 須賀川市広表三一一ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アクティブワン

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 俊雄

住所 白河市新白河四丁目六十番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおり

三 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十一月二十七日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一万五千八百十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 千二百三十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 四百七十七台

3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 五百八十八平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 百六立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
別紙書面のとおり

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌日の午前二時十五分まで（ただし、駐車場②にあつては午
前八時三十分から午後十一時三十分まで、駐車場③にあつては午前八時三十分から翌
日の午前零時十五分まで、駐車場④にあつては午前八時三十分から午後九時三十分
まで、駐車場⑤にあつては午前六時から午後九時三十分まで）

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 八か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
別紙書面のとおり

七 届出年月日
平成十九年三月二十六日

(一別紙書面)及び(一別紙図面)は省略し、その書面等を縦覧場所に備え置いて縦覧
に供する。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四
項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十
九年四月六日から同年五月七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグル
ープ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び大熊町企画調
整課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT 4 大熊店 双葉郡大熊町大字夫沢字中
央台千三百ほか
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四
項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十
九年四月六日から同年五月七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグル
ープ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業
部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリHC安達店 二本松市油井字下谷地三番地ほか
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

1 交通に係る事項
(一) 商品等の搬出入車両の経路については、市道福岡大窪線に面した出入口から右
折入庫し県道二本松安達線を北上する経路と、県道二本松安達線に面した出入口
から右折入庫し市道を東進する経路が計画されているが、搬出入車両の出入口は
いずれも、交差点から近接しており、特に県道に面した出入口は、円滑に右折入
庫しにくい構造となっていること、また、県道の店舗北側の方面は、道路幅員が
狭隘であることから、交通事故の発生が強く懸念される。

このため、搬出入車両の経路について、店舗北側の県道を経路としないことと
するとともに、荷さばき施設について、その位置や構造の見直しを含めて、県道
に面した搬出入車両の出入口を極力利用しないなどの見直しを行うこと。

(二) 上記(一)と併せて、搬出入車両について、通勤通学時間帯を避けて搬出入すると
ともに、搬出入する際に交通整理員を配置するなど、歩行者等への安全対策を講
じること。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第二百七十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年四月六日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 佐藤 雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡国見町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	五月八日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	国見町役場
同郡桑折町		五月九日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	桑折町役場
伊達市		五月一〇日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	ふるさとふれあいホール
		五月一日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	霊山中央公民館
		五月一五日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	富野農業研修センター
		五月一六日 午前九時三〇分から 午後二時まで	梁川農村環境改善センター
		五月一七日 午前九時三〇分から 午後三時まで	保原体育館

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日	検査場所
伊達郡川俣町		五月一八日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	伊達ふれあいセンター
同郡飯野町		五月二三日 午前一〇時から 同 一時まで	山木屋公民館
同郡飯野町		同 午後一時三〇分から 同 三時三〇分まで	中央公民館
同郡飯野町		五月二四日 午前九時三〇分から 同 一時三〇分まで	飯野町保健センター
右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月二五日から六月二日まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所
伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、同郡飯野町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)	(計量検定所)

福島県告示第二百七十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
- 二 成果の名称
伊達郡梁川町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第二百七十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間
県道喜多方停車場線	喜多方市字町田八二六九番一地先から同市字七百菊八五八番五地先までの上り線 喜多方市字町田八二六九番一地先から同市字七百菊八八四四番一地先までの下り線

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百七十六号

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百四十五条第一項及び第二百六十四条第一項の規定により、平成十九年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等は、次のとおりである。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件(平成十七年福島県告示第七百五十四号)又は福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件(平成十八年福島県告示第三百七十一号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この告示による申請は要しない。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一 競争入札に参加することができない者

次の一から八までのいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

二 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後二年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員職務の執行を妨げた者

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

6 1から5までのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

三 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

四 工事若しくは製造の請負の契約又は物品の買入れその他の契約に關して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から二年を経過していない者

五 競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)の審査に關する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

六 県税を滞納している者

七 消費税又は地方消費税を滞納している者

八 審査基準日(知事が定める資格の審査の基準となる日をいう。)の属する営業年度の前営業年度において業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

第二 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、知事に資格の審査を申請し、申請日の直前二年の各営業年度における業としての物品の販売又は修繕の実績及び主要な取扱品目について製造業、販売業又は修繕業の区分に応じ審査を受け、資格を有する者(以下「入札参加有資格者」という。)として認定された者とする。

第三 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に申請日の各直前一年の営業年度の財務諸表その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならぬ。

第四 資格の審査の申請の時期

申請は、随時に受け付ける。

第五 申請書の提出先

申請書は、福島県出納局総務管理グループ又は福島県地方振興局出納室に提出すること。

第六 申請書の用紙等の入手方法

申請書及び所定の添付書類の用紙等の入手方法は、福島県出納局総務管理グループ

(郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二一―七五六二)、福島県中地方振興局出納室(郵便番号九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号 電話〇二四―九三五―一四七二)、福島県南地方振興局出納室(郵便番号九六一―〇九七一 福島県白河市字昭和町二百六十九番地 電話〇二四八―二三一―一六五四)、福島県会津地方振興局出納室(郵便番号九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号 電話〇二四―二二九―一五四七四)、福島県南会津地方振興局出納室(郵便番号九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四千二百七十七番地 電話〇二四―一六二―一五三二)、福島県相双地方振興局出納室(郵便番号九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 電話〇二四四―二六一―一三〇二)又は福島県いわき地方振興局出納室(郵便番号九七〇―一八〇二六 福島県いわき市平字梅本十五番地 電話〇二四六―二四一―六〇四二)に問い合わせることを。

第七 申請書等の作成に用いる言語等
一 申請書及び申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

二 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通過に換算して、記載すること。

第八 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第九 物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿への登録

第二による審査の結果に基づき、入札参加有資格者として認定された者については、別表の営業種目ごとにその氏名又は名称その他必要な事項を物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録するものとする。

第十 資格の有効期間

資格の有効期間は、当該資格が認定された日から平成二十年三月三十一日までとする。

第十一 変更の届出

入札参加有資格者は、次の事項について変更があったときは、速やかに、その内容を所定の用紙により届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 代表者の氏名
- 三 住所又は所在地
- 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第十二 資格の取消し

入札参加有資格者が第一の一から七までのいずれかに該当するに至ったときは、資格を取り消すものとする。

第十三 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新をしようとする者は、平成十九年度中に資格等について告示する予定であるので、その告示に基づき申請書を提出すること。

第十四 この告示に関する問い合わせ先
福島県出納局総務管理グループ(郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 電話〇二四―五二二―七五六二)

別表
営業種目

- 印刷製本類 文房具・事務機器類 コンピュータ類 印章類 用紙類 医療・福祉機器類 医薬品・衛生材料類 写真用品類 理化学機器類 電気・通信機器類 車両・船舶類(二輪車を含む) 建設機器類 農畜林産機器類 水産機器類 工作機器類 自動販売機・発券機類 燃料・油脂類 衣料・寝具類 日用雑貨類 百貨 食料品類 農林水産資材類 建材・資材類(工事に係る建材・資材を除く) 楽器・音楽用品類 美術・工芸品類 運動用品類 書籍 時計・貴金属類 車両・船舶部品類 消防資材器具類 靴・かばん類 教育用機器・教材類 業務用厨房機器類 冷暖房衛生器具類 動物 警察用機器類 家具・木工具・室内装飾品類 看板・標識類 自動車修繕 その他の修繕 その他

(出納局総務管理グループ)

公 告

公告第百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年三月二十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人さくら訪問看護婦会
- 三 代表者の氏名
田部 キヨ子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市天神町十九番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の人々に対して、訪問介護事業、訪問看護事業等を行い、地域住民の健康の回復と維持増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第百六十七号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十九年四月六日
 福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
愛あいヘルパーステーション	福島市瀬上町字薬師前二一	合同会社愛あい	福島県福島市瀬上町字薬師前二一	平成一九年三月一日	訪問介護
ひかり訪問介護事業所	いわき市小名浜中町境二三番地	株式会社ひかり介護	同 県いわき市小名浜南富岡字中前三八番地の四	同	同
福祉用具のわらべ	同 市平下荒川字久世原六番地の一四	有限会社久世原ケアプランサーピス	同 市平下荒川字久世原六番地の一四	同	特定福祉用具販売

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第百六十八号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十九年四月六日
 福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
桑野協立介護保険センター	郡山市島二丁目九番一八号	郡山医療生活協同組合	福島県郡山市島二丁目九番一八	平成一九年三月一日

公告第百六十九号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。
 平成十九年四月六日
 福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
すみみや居宅介護支援事業所	いわき市小名浜住吉字冠木一番地	医療法人けやき会	同 県いわき市小名浜住吉字冠木一番地	同	同
ひだまり茶屋居宅介護支援事業所	同 市泉町字横山二五七番地の三二	株式会社ウオーク	同 市泉町字横山二五七番地の三二	同	同
ひかり居宅介護支援事業所	同 市小名浜中町境一三番地	株式会社ひかり介護	同 市小名浜南富岡字中前三八番地の四	同	同
特定非営利活動法人介護支援協会	南相馬市原町区牛越字館下一三八一五	特定非営利活動法人介護支援協会	同 県南相馬市原町区牛越字館下一三六	同	同

（生活福祉領域介護保険グループ）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
医療法人相雲会小野田病院	南相馬市原町区旭町三丁目二一番地	医療法人相雲会	福島県南相馬市原町区旭町三丁目二一番地	平成一九年四月一日	短期入所療養介護
金子工業株	同 県耶麻郡	同	同	平成一八年	福祉用具

式会社福祉 事業部シル バーくら く	町大字千代田 字二百筋六九 一―二	株式会社	猪苗代町字五 百筋一三二番 地三	七月三十一日	貸与
ケアセンタ ー和み	西白河郡西郷 村字下前田西 五〇	特定非営利 法人逢和会	同 県西白河 郡西郷村字下 前田西五〇	平成一九年 一月三十一日	訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
アップル薬局飯坂店	福島市飯坂町字西滝ノ町一五―六	有限会社ネットワーク調剤	福島県福島市鎌田字御仮家四九番地	平成一九年一月三十一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、指定を辞退した。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称 (個人にあつては、氏名)	開設者の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)	指定の辞退の年月日
医療法人相雲会	南相馬市原町区	医療法人相雲	福島県南相馬市	平成一九年

小野田病院	旭町三丁目二一 番地	原町区旭町三丁 目二一番地	四月一日
-------	---------------	------------------	------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
パーソナルケアスタッフ株式会社 南部支店	パーソナルケアスタッフ 勿来	いわき市錦町蒲田四四番地の一	パーソナルケアスタッフ株式会社	福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四	訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第七十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
アイリスケアセンター 桑野	郡山市桑野五丁目四―二〇 小沼第二ビル	郡山市桑野五丁目四―二〇 小沼第二ビル	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目	訪問介護

公告第七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

（生活福祉領域介護保険グループ）

一〇二号
一〇四号
九番地

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
パーソナルケアスタッフ株式会社南支店	パーソナルケアスタッフ	いわき市錦町蒲田四四番地の一	パーソナルケアスタッフ株式会社	福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
愛あいヘルパーステーション	福島市瀬上町一字薬師前二一	合同会社愛あい	福島県福島市瀬上町字薬師前二一	平成一九年三月一日	介護予防訪問介護
ひかり訪問介護事業所	いわき市小名浜中町境二三番地	株式会社ひかり介護	同 県いわき市小名浜南富岡字中前三八	同	同

公告第七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

福祉用具の名称	事業所の名称	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
福祉用具の名称	いわき市平下荒川字久世原六番地の一四〇	有限会社久世原ケアサービス	同 県いわき市平下荒川字久世原六番地の一四〇	同	特定介護予防福祉用具販売

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
金子工業株式会社福祉	耶麻郡猪苗代町大字千代田	金子工業株式会社	同 県耶麻郡猪苗代町字五	平成一八年七月三十一日	介護予防福祉用具

デイサービスセンター
伊達市箱崎字布川一三〇一
在宅福祉会
やわらぎ企業組合
同 県伊達市
姥川五番地の五
同
介護予防通所介護

事業部シル バーくら く	字二百六九 一―		百菊一三二番 地三		貸与
ケアセンタ ー和み	西白河郡西郷 村字下前田西 五〇	特定非営利 法人逢和会	同 県西白河 郡西郷村字下 前田西五〇	平成一九年 一月三十一日	介護予防 訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百七十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の事 業所の名称	変更後の事 業所の名称	事業所の 所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	サ―ビス の種類
パーソナル ケアスタッ フ株式会社 南部支店	パーソナル ケアスタッ フ勿来	いわき市錦町 蒲田四四番地 の一	パーソナル ケアスタッ フ株式会社	福島県いわき 市中央台飯野 四丁目二番地 の四	介護予防 訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百七十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地(個 人にあつ	サ―ビス の種類
------------	-----------------	-----------------	--------------------------------	----------------------------------	-------------

公告第百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

アイリスケ アセンター 桑野	郡山市桑野五 丁目四―二〇 小沼第二ビル 一〇二号	郡山市桑野五 丁目四―二〇 小沼第二ビル 二〇四号	株式会社ニ チイ学	ては、(住所)	介護予防 訪問介護
			東京都千代 田区神田駿 河台二丁目 九番地		

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名
称 只見町土地改良区

退任した役員
氏名 住所
理事 五十嵐奈々 南会津郡只見町大字只見字赤沢一六八番地

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県知事 佐藤雄平

公告第百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名
称

退任した役員
氏名 住所
理事 五十嵐奈々 南会津郡只見町大字只見字赤沢一六八番地

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県知事 佐藤雄平

泉崎村土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 小林日出夫 西白河郡泉崎村大字太田川字二ツ堂六一番地一
 同 有賀 勝三 同 郡同 村大字泉崎字外ノ入二二番地
 同 箭内 忠一 同 郡同 村大字踏瀬字踏瀬三七番地
 同 三村 緩 同 郡同 村大字泉崎字榎内四五番地
 同 常磐 富夫 同 郡同 村大字泉崎字高屋六三番地
 同 星 敬三 同 郡同 村大字泉崎字下宿六二番地
 同 鈴木 忠一 同 郡同 村大字泉崎字大小踏切一番地
 同 小針 勝利 同 郡同 村大字北平山字新田一七番地
 同 小針 晶一 同 郡同 村大字太田川字居平五八番地
 同 菊地 金男 同 郡同 村大字北平山字堂ノ下七番地

就任した役員

役員 氏名

住所

理事 小林日出夫 西白河郡泉崎村大字太田川字二ツ堂六一番地一
 同 中野日 功 同 郡同 村大字泉崎字外ノ入三三番地
 同 高崎 元 同 郡同 村大字踏瀬字町頭一一番地
 同 三村 緩 同 郡同 村大字泉崎字榎内四五番地
 同 常磐 富夫 同 郡同 村大字泉崎字高屋六三番地
 同 海上 一男 同 郡同 村大字泉崎字新宿一六番地
 同 大野 直芳 同 郡同 村大字泉崎字上長峯二番地二五
 同 菊地 義信 同 郡同 村大字北平山字高柳五〇番地
 同 大森 弘美 同 郡同 村大字泉崎字十八夜山一番地一〇
 同 鈴木 喜夫 同 郡同 村大字北平山字寺後一一番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

遠田貝沼土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 吉田 優一 喜多方市塩川町遠田字上ノ屋敷四三七番地
 同 佐瀬 恒男 同 市塩川町遠田字館ノ腰二一一二番地の一
 同 福地 精馬 同 市塩川町天沼字貝沼一四五三番地の一

同 塚原 重政 同 市塩川町遠田字田向屋敷六一〇番地二

同 小熊 満則 同 市塩川町遠田字高水口七二二番地

同 花見 久榮 同 市塩川町遠田字新屋敷二七〇二番地

同 星 慶喜 同 市塩川町遠田字谷地中三二五六番地

同 福地 正寛 同 市塩川町天沼字貝沼一四八九番地

同 高島 隆一 同 市塩川町天沼字木ノ下一九七二番地

同 小島 肇 同 市塩川町天沼字新屋敷二七三六番地

同 安藤 義雄 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 星 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 吉田 優一 喜多方市塩川町遠田字上ノ屋敷四三七番地

同 佐瀬 恒男 同 市塩川町遠田字館ノ腰二一一二番地の一

同 福地 精馬 同 市塩川町天沼字貝沼一四五三番地の一

同 塚原 重政 同 市塩川町遠田字田向屋敷六一〇番地二

同 小熊 満則 同 市塩川町遠田字高水口七二二番地

同 花見 久榮 同 市塩川町遠田字新屋敷二七〇二番地

同 星 慶喜 同 市塩川町遠田字谷地中三二五六番地

同 福地 正寛 同 市塩川町天沼字貝沼一四八九番地

同 高島 隆一 同 市塩川町天沼字木ノ下一九七二番地

同 小島 肇 同 市塩川町天沼字新屋敷二七三六番地

同 安藤 義雄 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 星 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

同 賢市 同 市塩川町遠田字上ノ屋敷四四三番地

公告第百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

玉川村土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 双里 昌光 石川郡玉川村大字中字後三五番地
 同 矢部 常一 同 郡同 村大字川辺字和尙平二〇一番地
 同 田子 重義 同 郡同 村大字川辺字館六三番地
 同 曲山 英夫 同 郡同 村大字蒜生字栗木内七〇番地
 同 高原 藤助 同 郡同 村大字小高字丑久保四〇番地の一

同	大竹 與吉	同	郡同	村大字岩法寺字下竹ノ内二〇番地
同	三吉 勝喜	同	郡同	村大字竜崎字糶屋六番地
同	小山田健男	同	郡同	村大字南須釜字行人塚二六番地
同	佐久間安直	同	郡同	村大字北須釜字中ノ内一三一一番地
同	矢吹 重一	同	郡同	村大字北須釜字宝司頭一〇七番地
同	矢部 茂政	同	郡同	村大字吉字馬場下一番地
同	石森 藤男	同	郡同	村大字山小屋字銅屋久保八二番地
同	塩田 豊	同	郡同	村大字四辻新田字諏訪平三番地の一
同	車田 幹夫	同	郡同	村大字小高字上高原三二番地
同	鈴木 絃一	同	郡同	村大字竜崎字糶屋一〇九番地
同	阿部 重房	同	郡同	村大字南須釜字横内一番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 双里 昌光

石川郡玉川村大字中字後三五番地

同 小針 政一

同 郡同 村大字川辺字和尚平六八番地

同 山崎 勝義

同 郡同 村大字川辺字堂平四二五番地

同 眞弓 朋一

同 郡同 村大字蒜生字栗木内一番地

同 溝井 宇一

同 郡同 村大字小高字東耕地四九番地

同 大竹 一郎

同 郡同 村大字岩法寺字竹ノ内一三八番地

同 小林 彦次

同 郡同 村大字竜崎字糶屋一六番地

同 阿部 謙夫

同 郡同 村大字南須釜字横内八三番地の一

同 小山田健男

同 郡同 村大字南須釜字行人塚二六番地

同 榊枝 正夫

同 郡同 村大字北須釜字三蔵六三番地

同 矢吹 忠吉

同 郡同 村大字吉字中平一一二番地の二

同 石森 三男

同 郡同 村大字山小屋字丸内田一七六番地

同 塩田 豊

同 郡同 村大字四辻新田字諏訪平三番地の一

同 車田 幹夫

同 郡同 村大字小高字上高原三二番地

同 鈴木 忠雄

同 郡同 村大字竜崎字糶屋九五番地

同 矢吹 金一

同 郡同 村大字北須釜字糶屋二三八番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小野町土地改良区から次のとおり役員の変更があった旨届出があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

住所

理事 西牧 昌二 変更前 田村郡小野町大字小野山神字八舛蒔一四六番地

変更後 田村郡小野町大字小野山神字八舛蒔六七番地三

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成十九年三月二十九日付けで福島県住宅供給公社理事長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 郡山市緑ヶ丘
- 二 測量期間 平成十九年三月三十日から同年七月三十一日まで
- 三 作業の種類 公共測量(画地出来形確認測量図作成)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成十九年三月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 会津若松市及びいわき市
- 二 測量開始期日 平成十八年九月二十一日
- 三 測量終了期日 平成十九年三月二十日
- 四 作業の種類 基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報整備作業)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、大熊町から富岡都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 福島県土木部都市領域都市計画グループ及び福島県相双建設事務所企画調査グループ

(都市領域都市計画グループ)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

平成十九年四月六日

福島県教育委員会

一 建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧樋口家住宅	一棟	いわき市	いわき市平字梅本二番地	いわき市鹿島町下矢田字散野一四番地の一六 いわき市暮らしの伝承郷内

二 考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
夏井廃寺跡出土品	一括	いわき市	いわき市平字梅本二番地	いわき市常磐藤原町斑堂一二六の三二 斑堂収蔵庫
大戸窯跡群出土品	一括	会津若松市	会津若松市東栄町三番四六号	会津若松市城前一番八五号 会津若松市埋蔵文化財管理センター 会津若松市大戸町上三寄香塩四七九番 会津若松市大戸公民館

（生涯学習領域文化財グループ）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、会津若松市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年四月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成一九年三月二日	会津若松市河東町南高野字向原一九番地	会津若松市河東農村環境改善センター	会津若松市長	四〇八・七五平方メートル	一五〇人
平成一九年三月二日	会津若松市門田町大字御山字村上 一六四番地	会津若松市あいつ総合体育館	会津若松市長	二〇一六平方メートル	二〇五六人
平成一九年三月二日	会津若松市城東町一四番五一号	会津若松市鶴ヶ城体育館	会津若松市長	一四五八・四九平方メートル	一五三六人
平成一九年三月二日	会津若松市湊町大字共和字西田面五〇番地	会津若松市基幹集落センター	会津若松市長	三七五平方メートル	一四〇人

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第百六条、第百十四号、第百十七号若しくは第百八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成十九年三月二十八日次のとおり指定した。

平成十九年四月六日

福島県選挙管理委員会

○平成十九年二月十六日付け定例第千八百五十号中

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

正 誤

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
平成一九年 三月二日	いわき市勿来町酒井小 山下七五番地の三	いわき市出蔵集会所	いわき市長
平成一九年 三月二日	いわき市鹿島町下矢田 字中沖七番地の一	いわき市下矢田集会所	いわき市長
平成一九年 三月二日	いわき市田人町南大平 字坪内一三四番地の一	いわき市南大平集会所	いわき市長
平成一九年 三月二日	いわき市田人町旅人字 和再松木平四番地	いわき市入旅人集会所	いわき市長
平成一九年 三月二日	いわき市久之浜町田之 網字江之網九五番地の 四	いわき市江之網集会所	いわき市長

福島県選挙管理委員会告示第四十四号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。
平成十九年四月六日

福島県選挙管理委員会
委員長 新妻 威 男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホーム パライソごしき	いわき市鹿島町久保字仲田十番地の一

委員長 新妻 威 男

九五	上	上
二六	二六	一四
及び	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面	三（次の図に示す部分に限る。）
その	「次のとおり」は、省略し、	三